

上尾市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第16号

上尾市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市道路占用料徴収条例施行規則（昭和37年上尾市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表10の項第13号中「条例で定める額の9分の8減額」を「免除」に改め、同項に次のように加える。

(14)	占用許可を受けて電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものに限る。以下同じ。）	条例で定める額の10分の2減額
	占用許可を受けて電線共同溝、キャブ等に設ける電線類と一体不可分な物件	条例で定める額の9分の8減額

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市道路占用料徴収条例施行規則別表10の項の規定は、この規則の施行の日以後の占用期間に係る占用料の減額又は免除に係る基準について適用する。